

3産労農水第368号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第3項及び同条第5項並びに同法第58条において読み替えて準用する第46条第2項の規定に基づき、令和3年におけるさんご漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和3年5月7日

東京都知事 小池百合子  
(公印省略)

## 別紙

### さんご漁業

#### 1 制限措置

- (1) 漁業種類は、さんご漁業（造礁さんご）とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、2隻とする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (4) 操業区域は、小笠原海域（嬬婦岩と北之島との中間線（北緯28度30分の線）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）とする。
- (5) 漁業時期は、周年とする。
- (6) 漁業を営む者の資格は東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林水産省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都小笠原支庁管内の区域にある者であること。（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること）。

#### 2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和3年6月1日から同年6月15日までとする。

#### 3 許可等の基準

別添「令和3年におけるさんご漁業の許可及び起業の認可方針（案）第3の5」のとおり。

#### 4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和3年7月1日から令和4年3月31日までとする。